

悪臭規制について

事業場などから発生する悪臭は、
臭気指数による規制を行なっています

松戸市

1 概要

松戸市では、悪臭防止法に基づき平成 19 年 8 月 1 日より、従前の物質の濃度を分析する規制から、人間の嗅覚を利用して悪臭の程度を数値化する**臭気指数規制による規制**を行なっています。

この方法では、色々なにおいが混じった複合臭や規制対象外の悪臭物質によるにおいについても、規制することができます。

規制対象地域は市内全地域です。(平成 19 年 3 月 20 日 千葉県告示第 274 号)

2 臭気指数とは

臭気指数とは、においの付いた空気や水をにおいが感じられなくなるまで無臭の空気(水の場合は無臭の水)で薄めたときの希釈倍率(臭気濃度)から算出した数値です。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \text{Log}(\text{希釈倍率})$$

臭気指数の目安

15 倍希釈 ⇒ 臭気指数 12

25 倍希釈 ⇒ 臭気指数 14

これまでの規制との違いは

臭気指数規制は、人間の嗅覚でにおいを測定し、規制します。

悪臭の多くは低濃度で複数の物質により発生しており、この方法は悪臭問題を解決するにはとても有効です。また、人の嗅覚で測ることから、より苦情状況に適した対応ができます。

3 測定方法は

原因工場・事業場の排気空気や敷地境界での空気を真空ビンやバッグを用いて採取後、無臭にした空気(水)で薄めていき、においが感じられなくなった時点の希釈倍率を求めます。

水についても排水を三角フラスコに取り、無臭水で薄めていき、においが感じられなくなった時点の希釈倍率を求めます。

このにおいの試験を行う人(パネラーという)は 6 人以上で行いますが、嗅覚の鋭敏な人とそうでない人をあらかじめテストを行いパネラーから除き、平均的な測定とし公平を保ちます。

悪臭の一連の試験は、臭気測定業務従事者(臭気判定士)の管理のもと、おこなわれます。(悪臭防止法第 12 条、第 13 条)



測定風景(出典：環境省編、「悪臭防止法に定める臭気指数制度導入のすすめ」)

4 規制対象

この法律の規制は全ての工場・事業場が対象となります。法による届出の必要はありません。なお、松戸市公害防止条例では悪臭に係る特定作業や特定施設について届出が必要です。(詳しくは、お問合せ下さい。)

5 規制基準(臭気指数)

規制区分 規制地域の区分	敷地境界	気体排出口	排水
第1,2種低層住居専用地域 第1,2種中高層住居専用地域 第1,2種住居地域 準住居地域	12	悪臭防止法第4条第2項第2号で定める方法	28
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 市街化調整区域	13	同上	29
工業専用地域	14	同上	30

6 施行日

平成19年8月1日

7 規制基準の遵守

工場・事業場は、施行日以降基準を守らなければなりません。工場・事業場が規制基準を満たさず、かつ、**住民の生活環境が損なわれていると認められる場合**、松戸市は改善勧告を行うことができます。この改善勧告に従わない場合は、改善命令を行うことになります。この命令に違反した者には罰則が科せられます。



図-1 手軽にできる対策(出典：環境省編、「臭気対策のすすめ」)

<p>◆発生源の密閉化(数十万円程度) ～窓や出入り口の開放部の閉鎖～</p> 	<p>◆排出口の向き、高さの変更(数十万円程度) ～回りの住居に配慮しましょう～</p> 
<p>◆原材料の変更(数万円程度) ～にの少ない原料に変更～</p>  <p>(例. 塗装工場 溶剤系塗料→水性塗料に変更)</p>	<p>◆作業方法の改善(数万円程度) ～臭いが発生する作業は見直しましょう～</p>  <p>(例. 有機肥料を蒔いたらすばやく土に混ぜましょう)</p>
<p>◆配管等の確認・修理(数万円程度) ～配管の漏れや計器の故障がないかをチェック～</p> 	<p>◆植林・植栽(数万円程度) ～にの拡散を防止し、心理的にも改善～</p> 

図-2 比較的安価にできる対策(出典：環境省編、「臭気対策のすすめ」)

問合せ先

〒 271-8588

松戸市 根本 387-5

松戸市 環境部 環境保全課

電話：047-366-7337 (直通)

FAX：047-366-1325

URL：<http://www.city.matsudo.chiba.jp/>

E-mail：mckanhozen@city.matsudo.chiba.jp